

◀ 令和5年度 ▶

矢巾町 一般不妊治療費助成事業のお知らせ

矢巾町では、不妊治療のうち、保険適用外の一般不妊治療（検査及び治療）を受けたご夫婦に対して、経済的負担の軽減を図ることを目的に、その治療費の一部を助成いたします。

なお、本助成事業への申請は1年度ごとの申請が必要です。



申請請期限

令和6年3月29日（金）まで

※この期間を過ぎますと、今年度の申請は受付できません。

令和5年度の申請対象

令和5年3月1日から令和6年2月29日までの間に受けた診療分

対象者 以下の要件を全て満たす方が対象となります。

- (1) 法律上の婚姻または事実婚の届出をしている夫婦であること
- (2) 夫婦いずれか、または両方が町内に住民登録をしていること
(事実婚関係の場合は、夫婦の両方が町内に住民登録をしていること)
- (3) 医療機関において不妊症と診断され、治療の必要性があると認められていること
- (4) 町内に住民登録をしている時点での治療であること

助成額

保険適用外の一般不妊治療に要した費用（自己負担分）の2分の1

(1 夫婦1年度につき上限10万円まで。1円未満の端数が生じた場合は切り捨てた額)

※ 自己負担額には、医療機関に支払った医療費のほか、院外処方による調剤費も含まれます。

※ 自己負担額には、文書料、食事療養費標準負担額、個室料等の直接的な治療費ではない費用は含まれません。

※ 転入者で、他市町村で助成されていた時期に係る一般不妊治療の費用は含まれません。

申請に必要なもの

- (1) 矢巾町一般不妊治療費助成金交付申請書
- (2) 矢巾町一般不妊治療費助成事業受診等証明書（医療機関が記載）
※ **院外処方ありの場合** は別途、薬局が記入した受診等証明書が必要となる場合がありますので、下記問い合わせ先まで事前にお問い合わせください。
- (3) 申請する治療に係る医療機関の発行した領収書及び診療明細書（院外処方薬に係る薬局の領収書及び保険調剤明細書を含む。）
- (4) 通帳 ※口座名義人は申請者と同じ方をお願いします。
- (5) 印鑑（認印可、シャチハタ不可）

◀※夫婦いずれかが矢巾町に住民登録がない場合▶

- (6) 婚姻の事実を証明する書類（戸籍謄本）
- (7) 住所地を証明する書類（住民票）

申請書等はさわやかハウスの窓口で配布または矢巾町ホームページよりダウンロードできます。

手続きについて

- 申請手続きは、矢巾町役場健康長寿課窓口（さわやかハウス）で行ってください。
- 上記の「申請に必要なもの」をご確認いただき、お持ちください。
- 申請いただいた書類を確認する際、お時間をいただくことがございますので、時間に余裕を持ってお越しください。

助成対象となる治療及び期間の範囲

○治療の範囲：夫婦が医療機関で受けた保険診療の適用とされない一般不妊治療（検査及び治療）

※以下は本事業対象に含まれません。

- ・体外受精及び顕微授精
- ・夫婦以外の第三者からの精子又は卵子の提供や借り腹、代理母による不妊治療

○期間の範囲：一般不妊治療を開始した日^注から起算して2年間（24カ月間）

注）一般不妊治療を開始した日とは、初回申請時の様式2「矢巾町一般不妊治療費助成事業受診等証明書」記載の「今回の治療期間」の開始日とします。ただし、前年度の内容を含む場合には、助成対象となる治療期間の開始日とします。

- ※ 町内に住民登録をした日以降の治療を対象とします。
- ※ 助成開始月が年度途中となった場合で、1年度目の助成額が10万円未満の場合は3年度以降の治療について、1年度目の12か月に満たなかった残りの月数以内で、10万円に満たなかった額を上限に助成を受けることができます。
- ※ 医師の判断によりやむを得ず治療を中断した場合、その中断期間のうち助成のなかった月数以内で助成期間を延長することができます。（医師の証明が必要。）

診療月	2020年	2021年	2021年	2022年
	3月	～ 2月	3月	～ 2月
	← 10万円 →		← 10万円 →	

診療月	2019年	2020年	2020年	2021年	2021年	2021年
	10月	～ 2月	3月	～ 2月	3月	～ 9月
	← 5万円 →		← 10万円 →		← 5万円 →	

問い合わせ
申請窓口

矢巾町役場健康長寿課健康づくり係（さわやかハウス）
〒028-3615 矢巾町大字南矢幅 14-78
電話 019-611-2826・2825 Fax 019-698-1214
（問い合わせ、窓口開庁時間：平日 8:30～17:15）

